

問合せ 栃木税務署 ☎(22)0885

申告は正しくお早めに

# 栃木税務署の確定申告会場は「栃木商工会議所大ホール」です

## 2月17日(月)～ 3月16日(月)

■令和元年分の所得税・復興特別所得税の確定申告と納税

**2月17日(月)～3月16日(月)**

■令和元年分の贈与税の申告と納税

**2月3日(月)～3月16日(月)**

■令和元年分の個人事業者の消費税・地方消費税の確定申告と納税

**3月31日(火)まで**

	税務署による申告相談	税理士会による申告無料相談
期日	2月17日(月)～3月16日(月) (土・日・祝日は除く)	2月17日(月)～3月12日(木) (土・日・祝日は除く)
時間	9時～16時	

※開設期間中は栃木税務署庁舎での申告相談は行いません。  
 ※申告会場では現金納付窓口業務は行いません。  
 ※電話での問い合わせは栃木税務署へお願いします。  
 ※確定申告書は郵便・信書便・税務署の時間外収受箱への投函で提出できます。  
 ※申告会場の駐車場は混雑します。車での来場はなるべくご遠慮ください。  
 ※申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただく場合があります。  
 ※申告書は自分で作成し、できるだけ早めに提出してください。



### 以下の①～⑦の方は栃木商工会議所での申告です

- ①住宅借入金等特別控除の1年目の申告
- ②土地・建物・株式等の譲渡所得の申告
- ③太陽光発電(売電)の申告
- ④国外扶養親族の控除適用を受ける申告
- ⑤青色申告、肉用牛の売却による課税の特例を受ける申告
- ⑥雑損控除の申告(台風19号関連の雑損控除申告で、損失額の計算の済んでいない方)
- ⑦準確定申告(死亡した方の申告)
- ⑧先物取引(FX含む)、申告分離課税の配当所得の申告

※特定株式等譲渡所得及び特定配当等は、所得税と市民税・県民税で異なる課税方法を選択することができます。その場合、確定申告とは別に市役所で市民税・県民税申告が必要です。

### 医療費控除には「明細書」の提出が必要です

医療費控除をする場合は「医療費控除の明細書」の提出が必要です(平成29年分より領収書の提出は不要となりました)。ご自身で、医療を受けた人や医療機関ごとに金額を集計し、事前に明細書を作成してください。専用の明細書の様式(市民税課窓口で配布 または国税庁のホームページからダウンロード)を使用するか、任意の用紙に記入例(下記)にある記載項目をすべて記入して作成ください。

■申告会場に事前に明細書を作成せず領収書のみを持ってきた場合、ご自身で明細書を作成した後でないとう受付できませんので、ご注意ください。

※領収書は税務署に記入内容の確認を求められた時のために、5年間保存義務があります。  
 ※医師などが発行した証明書(例:おむつ使用証明書、在宅介護費用証明書など)は提出が必要です。

### 記入例

医療を受けた方の氏名	病院・薬局などの支払先の名称	医療費の区分	支払った医療費の額	生命保険等で補てんされる金額
栃木 太郎	とちぎ市民病院	■診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	5,300円	
	万町薬局	□診療・治療 □介護保険サービス ■医薬品購入 □その他の医療費	3,800円	
栃木 花子	大平病院	■診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	107,500円	70,400円
合計金額			116,600円	70,400円

### 要介護認定者の障害者控除対象者認定書と主治医意見書内容確認書の交付

交付を希望する方は、地域包括ケア推進課または各総合支所市民生活課へ申請ください。

#### 申請に必要なもの

- ・介護保険証
  - ・印鑑(申告する方と要介護認定者本人のもの)
- ※認定書・確認書は内容を審査し後日郵送します。

問合せ 地域包括ケア推進課  
☎(21)2253

### 令和元年分所得申告参考資料

令和元年中に、市に納付した国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の所得申告参考資料(年金からの特別徴収分を除く)を1月22日(水)に発送します。社会保険料控除の資料としてご利用ください。

問合せ 市民税課 ☎(21)2263

### 国民年金保険料の控除証明書

平成31年1月1日から令和元年9月30日までに納付した国民年金保険料の控除証明書は11月上旬に日本年金機構から送付されています。10月1日から12月31日までの間に初めて納付した方へは2月上旬に送付されます。

問合せ ねんきん加入者ダイヤル  
☎0570-003-004

### 申告に必要なもの(領収証や証明書などは令和元年中のもの)

収入がわかるもの	申告に必要なもの	
給与所得者	・源泉徴収票(原本)…勤務先が発行	
年金所得者	・源泉徴収票(原本)…日本年金機構などの年金支払者が発行	
事業所得者(営業、農業など) 不動産所得者	・記入済の「収支内訳書」・「支払調書」 (収入や必要経費がわかる帳簿・領収書など)	
所得から控除する額がわかるもの	社会保険料控除	・国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の所得申告参考資料(1月22日発送) ・国民年金保険料控除証明書 ・その他社会保険料の支払金額が分かる書類 (口座振替や年金から特別徴収された保険料(税)は、差し引かれた本人以外の社会保険料控除とすることはできません)
	生命保険料控除	・生命保険料の控除証明書
	地震保険料控除	・地震保険料の控除証明書
	障害者控除	・障害者手帳・認定書など
	雑損控除	・り災証明書 ・災害に関連してやむを得ない支出をした金額の領収書 台風19号関連の雑損控除を申告する場合は、事前に損失額の計算が済んでいる方のみ市の申告会場で受け付けます 税務署主催の雑損控除相談会で損失額の計算書を作成します
収入以外の控除のみ	医療費控除	・記入済の「医療費控除の明細書」、医療費のお知らせ
	医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)	・記入済の「セルフメディケーション税制の明細書」 ・健康保持増進への取組を明らかにする書類 (市・職場で受診した健康診断結果通知表や予防接種などの領収証)
	寄附金控除	・寄附金の受領証(原本)など
その他	・税務署や市役所からの「申告のお知らせはがき」 ・マイナンバー確認書類、身元確認書類 ・印鑑 ・申告する人の預貯金口座番号がわかるもの	

確定申告書、市民税・県民税申告書、収支内訳書、医療費控除の明細書などの申告書類は、1月中旬に用意してあります。早めの準備・作成をして、期限内に提出しましょう。

### おすすめ 確定申告書等作成コーナー

国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp>  
「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書が作成できます。

#### 【提出方法】(次のいずれか)

- ・書面印刷して送付  
〒328-8666 栃木市本町17番7号 栃木税務署
- ・e-Taxで送信(事前準備が必要)

